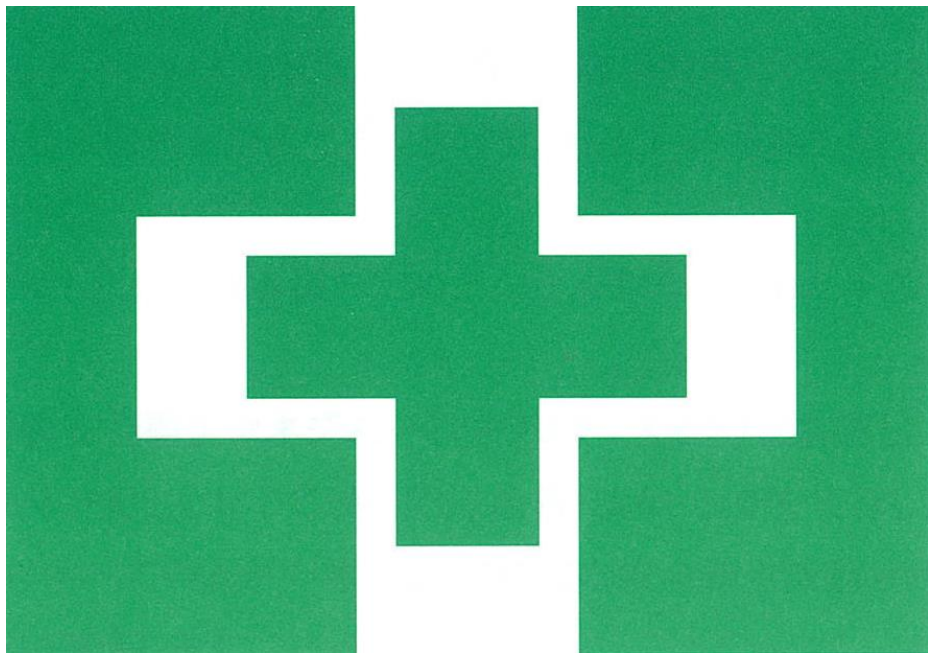


2024年4月1日改定

2024年度

安全衛生管理計画書



株式会社 銭 高 組

安全衛生基本方針

私たちは、「社会から認められ 社会から求められる企業」として、職場に集うすべての人が健康で、安心して働ける職場を実現するために、安易な妥協を許さず、危険性と有害性を排除して、労働災害の未然防止に取り組みます。

1. 一人ひとりが自らの仕事と職場の危険性や有害性を理解し、その対策を計画し、確実に実行することにより健康障害や労働災害発生を未然に防止します。
2. 職場で働くすべての人の意見に耳を傾け、職場環境づくりに反映します。
3. 職種や会社の垣根を越えて声を掛け合い、互いの危険を気づかう職場風土を作ります。
4. 法令順守はもとより、お客様の定めたルールや自ら決めた手順を確実に守ります。
5. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)を基礎として、問題の発生や状況の変化に応じて繰り返し、改善・改革・改新を実行します。
6. 職場で働くすべての人が一体となって活発な安全衛生活動を推進し、労働災害撲滅に邁進します。

 錢 高 組

社長

錢 高 久 善

制定日：2003 年 4 月 1 日(火)

改定日：2019 年 4 月 1 日(月)

目 次

1. 2024年度 安全衛生標語	1
2. 2024年度安全衛生管理基本方針	1
3. 安全衛生管理数値	2
4. 2024年度重点管理項目および2024年度安全衛生管理の具体的実施事項	2
5. 2024年度重点管理項目	3
6. 2024年度安全衛生管理の具体的実施事項	5
7. 安全衛生管理体制	8
8. 安全衛生管理システム管理者の役割	9
9. 2023年度の労働災害一覧 (2024年2月29日(木)現在)	10
10. 2024年度 銭高組安全衛生管理計画表	12

錢高組安全衛生管理計画

1. 2024年度 安全衛生標語

「ナメるな、慣れるな、手を抜くな！手順を守って無災害」

2. 2024年度安全衛生管理基本方針

「強い意志と素早い実行」

2023年度は、4月1日（土）から2月29日（金）までの11か月の間に、すでに34人の作業員の方が労働災害で被災し、一昨年度（22年度）1年間の被災者数27人を上回る事態になっています。また、昨年度（23年度）11月には九州支店の土木作業所のトンネル工事で軌道車に挟まれる重大な死亡事故まで起こしている。その後も両事業本部、作業所に対し無災害で工事を安全に進捗管理するように指導したにもかかわらず、3月に入って重点建築作業所で、作業手順を守らず養生ネットも張らない状態で8階で足場の水平材をもっとも危ない手渡作業を行い、公道へ単管パイプを落下させるという事故を起こしている。今回、第三者災害は免れたが、万が一落下地点に第三者がいたら、大きな社会的責任を負うことになります。建設業界全体で死亡事故が減少するなか、当社だけが毎年のように重篤災害を発生させており、より一層の安全管理を社会から求められている。

労働災害の原因を追究すると未だに規則であり基本ルールである「作業手順を守っていない」「作業手順を勝手に変更した」、そもそも「作業手順が無い」などという問題点が発生している。また、毎回のように「社員が現場を見ていない・分かっていない、社員の安全衛生管理能力が低下している」との課題は出るが、一向に反省と改善ができていない。

2018年度より、この「安全衛生管理基本方針」を掲げているが、毎年指導していることに対してその場限りの対応しかせず、「繰り返しのチェック・確認」や「継続的な教育・訓練」が実施されず、安全衛生管理の体質改善がなされていない。2022年度にも「同種の事故を繰り返すな」と言われながら2023年度は同じ作業所で労働災害と物損事故（第三者災害を含む）を複数回起している作業所は、18作業所にも及んでおり、この該当する作業所長以下工事係まで、真の原因を追究し、未然防止の対策をたて、猛省をお願いしたい。

毎年度、計画を立てるだけで計画通りに実行せずに、中途半端で終わらせ、ずるずると対策を引き延ばしたり、決めたことを年度毎できっちり完了させていない。また、年度が替わっても過去に決められたルールを繰り返し実施、確認してきたでしょうか。

いつも社長からも未然防止が出来ていないと厳しく叱責されている。今年度は、今までの悪い習慣を断ち切るためにも、期限を決めて、「強い意志」をもって「素早く実行」し、計画通りに完了させ、もし計画通りに実施したがうまくいかなかったことがあれば、スピードをもって改善し、成果を確認し、継続することを求めます。

全社員はもとより、協力企業の事業主、作業員の方々と共に基本に戻り当社の安全衛生水準の向上に向けて邁進して頂きたい。

以上

中央総括安全衛生管理者
中央安全衛生委員会委員長
宮本 茂弘

3. 安全衛生管理数値

安全成績率の低減

(1) 度数率（休業４日以上之死傷者の延べ労働時間当たりの発生率）	0.40以下
(2) 強度率（休業４日以上之損失日数の延べ労働時間当たりの率）	0.01以下
(3) 全体災害発生率（全死傷者の延べ労働時間当たりの発生率）	2.60以下

4. 2024年度重点管理項目および2024年度安全衛生管理の具体的実施事項

2024年度重点管理項目

- (1) 墜落・転落災害の未然防止
- (2) 重機災害の未然防止（激突され、はさまれ・巻き込まれ）
- (3) 飛来・落下災害の未然防止
- (4) 熱中症の未然防止
- (5) 電動工具類、資材運搬等災害の未然防止（はさまれ・巻き込まれ、切れこすれ災害の未然防止）
- (6) 火災災害の未然防止
- (7) 崩壊・倒壊災害の未然防止
- (8) 転倒災害の未然防止
- (9) 物損事故の未然防止
- (10) 高齢者、新規就業者、外国人作業員の労働災害未然防止
- (11) 健康増進対策（働き方改革）

2024年度安全衛生管理の具体的実施事項

- (1) 日々の巡視と安全衛生パトロールの実施
- (2) 「安全の見える化」の推進
- (3) 施工計画・作業計画の厳格な審査
- (4) 「危険性・有害性」を見抜く力を養う
- (5) 協力企業との連携強化
- (6) IT化による業務の効率化
- (7) 重点管理項目強化期間の設定
- (8) 同一作業所での労働災害・公衆災害（第三者災害）・物損事故の複数回発生回避
- (9) 整理整頓・安全通路確保の徹底

5. 2024年度重点管理項目

(1) 墜落・転落災害の未然防止

- 1) トラック荷台上からの墜落・転落未然防止
 - ①「荷下し、荷積み時の墜落事故防止確認書」の活用
 - ②親綱の設置と墜落制止用器具使用
 - ③「玉掛け3・3・3運動」の実行（トラック上での荷揚げ時の荷台からの退避）
- 2) 躯体端部、未固定のデッキプレート、開口部周りからの墜落・転落未然防止
 - ①深さ2 m以上の地中梁等構造物の構築時の鉄筋・型枠組立足場設置
 - ②手すり、中さん、幅木等設置および垂直ネット設置による作業床確保
 - ③「開口部注意」表示
 - ④作業床が確保出来ない場所での親綱の設置と墜落制止用器具使用
- 3) 足場からの墜落・転落未然防止
 - ①手すり先行足場であっても、親綱の設置と墜落制止用器具使用
 - ②始業前の足場の点検および点検記録の社員による確認
 - ③社員による足場組立・一部解体・変更後の点検の実施。点検記録、記録の保管および点検者の指名
- 4) はしご、立ち馬等作業からの墜落・転落未然防止
 - ①原則脚立の使用禁止
 - ②はしご、立ち馬の正しい使い方の周知

(2) 重機災害の未然防止（激突され、はさまれ・巻き込まれ）

- 1) 「はさまれ・巻き込まれ」災害の未然防止
 - ア. 車両系建設機械、クレーン等の接触防止対策、稼働・旋回範囲内立入禁止措置の実施
 - イ. 車両系建設機械等のバック・サイドモニター、センサー設置
 - ウ. 高所作業車はさまれ防止感知バーやセンサー設置
- 2) 重機械等の定期点検、始業前点検の確実な実施
- 3) バックホウ、フォークリフト、高所作業車等の車両系建設機械等の用途外使用禁止
「作業計画書」作成
- 4) 移動式クレーン・重機械等の転倒防止、接触防止対策の実施
 - ア. 仮設計画における「設置位置」および「走行路」範囲の図示および現地の確認
 - イ. 重機械脚部の地盤状況確認、安定の確保
 - ウ. 各作業計画書の細部項目（立入禁止措置、合図者、監視人、安全通路他）の図示計画通り実施の現地確認
 - エ. 安全装置解除キーの作業所への持ち込み禁止
 - オ. 重機械等オペレーターの年齢制限の実施（満70歳以上は不可）

(3) 飛来・落下災害の未然防止

- 1) 上下作業の有無を作業間連絡調整・確認。上下間作業の禁止
- 2) 吊荷下への立ち入り禁止
吊荷下に人が立ち入った場合は、立ち退くまで吊荷作業中止
- 3) 玉掛け作業のルールの周知および順守
 - ①全玉掛け作業の「玉掛け技能講習修了者」による実施（特別教育受講者は不可）
 - ②玉掛け者、合図者およびクレーン運転手による複数人での玉掛けの状態確認
 - ③「玉掛け3・3・3運動」の実行
 - ④マニラロープ、ラウンドスリングの使用禁止

(4) 熱中症の未然防止

- 1) 梅雨明け直後、夏季休暇直後1週間の作業計画（工程、工法、作業範囲、作業時間、人員配置等）見直し

- 2) 社員、職長のWBGT測定器携帯、各作業場所のWBGT値の把握
WBGT値が32℃を超えたら作業中止
- 3) 熱中症防止策および発症時の対応の教育の実施
- 4) 「健康状態自己チェックシート」の活用による体調確認
- 5) WBGT値に基づく休憩・水分補給の実施
- 6) WBGT値低減措置のための設備(送風機、日よけ、ミスト等)の使用
- 7) 協力企業に対して、空調服・クールベストの着用、作業効率の低下に伴う増員等の要請
- (5) 電動工具類、資材運搬等災害の未然防止(はさまれ・巻き込まれ、切れこすれ災害の未然防止)
 - 1) タッカー、くぎ打ち機等の移動時・点検時の電源(エアホース)の切断
使用時以外は、引き金に指を掛けない。
 - 2) サンダー等の回転工具等の適切なカバーの設置
 - 3) 作業時には防護メガネ、切創防止手袋、呼吸用保護具等の適切な保護具の使用
 - 4) 資材運搬等で、台車、ハンドパレット等を使用する場合の運搬ルート(段差、傾斜、資材の放置等)、積荷の大きさ、重量等の確認
- (6) 火災災害の未然防止
「作業所における火気取扱い作業手順書」、「火気持込使用許可願」の順守
 - 1) 発泡プラスチック系断熱材等の周囲での火気厳禁
 - 2) 火災時の避難経路確保、避難訓練の実施
 - 3) 消火器具等(粉末ABC消火器、水バケツ、耐火シート等)の計画通りの配置
 - 4) 火気監視人配置、火気作業中表示看板の設置、指定ベスト着用
※火気ベスト着用：作業所長、当該工事担当責任者、協力企業現場代理人、職長、火気取扱責任者、火気監視人
 - 5) 残火確認、その記録の保管
 - 6) 危険物は指定数量以下での保管
- (7) 崩壊・倒壊災害の未然防止
 - 1) 地下掘削(トンネル・シールドを含む)による地盤の崩落、陥没による第三者災害および労働災害の未然防止
 - 2) 鉄骨、外壁等の崩壊(解体工事等を含む)による第三者災害および労働災害の未然防止
 - 3) 強風等による足場・支保工の崩落による第三者災害および労働災害の未然防止
- (8) 転倒災害の未然防止
 - 1) 配筋上のメッシュロードの設置
 - 2) 照明の確保
 - 3) 段差の解消および表示
 - 4) 不安全行動の厳禁
駆け足、携帯電話を使用しながら、ポケットに手を入れながら、人と話しながらの禁止
 - 5) 積雪・凍結等による転倒の危険防止対策
- (9) 物損事故の未然防止
 - 1) 架空線・埋設管
 - ①事前調査の徹底
 - ②調査結果の管理図の作成(見える化)
 - ③現地マーキング・注意表示の設置(見える化)
 - ④試掘の実施および管理者の立ち合い
 - 2) 作業所周囲
 - ①ハザードマップの作成(見える化)、資材運搬業者への周知徹底
 - 3) 作業場周囲の既存建屋・工作物
 - ①位置の確認

②既存物の表示（見える化）

③監視人の配置

(10) 高齢者、新規就業者、外国人労働者の労働災害未然防止

- 1) 送り出し教育、新規入場者教育充実
- 2) 高齢者、新規就業者へのヘルメットシール配布（見える化）
- 3) 「声掛け」「見守り」活動の実施
- 4) 外国語表示の安全看板の使用（見える化）

(11) 健康増進対策（働き方改革）

- 1) 時間外・休日労働時間の削減
- 2) 健康K Yの実施
- 3) 化学物質のリスクアセスメントを実施、保護具等の使用

6. 2024年度安全衛生管理の具体的実施事項

(1) 日々の巡視と安全衛生パトロールの実施

日々の巡視や安全衛生パトロールをその日の作業手順に照らして実施し、手順違反を見つけたら臆せず作業を中止させて、その場で是正させる。前回パトロールでの指摘内容を確認し、是正が完了していないものや前回と同じ指摘が発生した場合は、工事中止命令を出して、是正が確認できるまで工事を止める。

また、各パトロールや作業所巡視の結果を全職長に即日周知し、改善させるとともに、順守すべき項目を他職種の作業員にも水平展開する。イエローカード発行基準に基づきルール厳守を管理し、違反者にはイエローカードを発行する。発行状況を事業主に報告し、改善・指導を行う。改善されない場合は、退場させる。

1) 各種パトロールの計画的実施

① 管理職・安全環境課パトロール

支社長・支店長を含む管理職（以下、管理職・安全環境課員等）は、全ての作業所に対して最低月1回安全衛生パトロールを実施し、記録に残す。

② ラインパトロール

工事部署長は、安全衛生パトロール（ラインパトロール）を全ての作業所に対して最低月1回計画し、実施し、記録に残す。

③ 作業所長巡視

作業所長は、日に3回（朝、昼、夕方）、現場巡視を行い、記録を残す。

④ 安全専従者の巡視

作業所長は、安全専従者を指名し、他の業務を一切行わずに安全衛生管理に専念させる。また、安全専従者にボディカメラ（セーフィ等）を装着させ、巡視、作業所の状態を共有化する。

⑤ 協力企業の事業主パトロール

作業所長は、協力企業事業主に対して事業主パトロールを最低月1回実施させる。

⑥ 職長会パトロール

作業所長は職長会を発足させ、週1回の職長会パトロールを実施させる。

2) パトロール員の評価の厳格化

パトロール員は、設備の不備や不安全行動等を見つけたら妥協せずに指摘をして記録に残す。指摘数が少ない、重大な危険を見過ごした等は評価の対象とする。

① パトロール員は各自3項目以上の指摘を残す。

② パトロール員の評価方法を確立し、評価を実施する。

(2) 「安全の見える化」の推進

1) 労働災害防止計画の所信表明の見える化

① 支社長・支店長の支社・支店の労働災害防止計画の所信表明を表明し掲示・周知する。

② 作業所長は、作業所の労働災害防止計画の所信表明を表明し掲示・周知する。

2) 作業所長は、以下の「危険性・有害性」の見える化を実施する。

① 安全通路、立入禁止区域の標識、囲い等の設置

② 足場・構台等の積載荷重の表示

③ 風速（吹き流し）、気温（WBGT値測定値表示）

④ 化学物質等の危険性の表示

(3) 施工計画・作業計画の厳格な審査

工事部長は、解体工事、小規模工事を含め、作業計画や作業手順を厳格に審査して、不備があれば是正されるまで作業は着手させない。

1) 支社長・支店長は、基本計画検討会、施工計画審査会等の社内審査者の知識、経験等を評価して、適正な人選を行う。

- 2) 審査者は、解体工事、小規模工事を含め基本計画検討会、施工計画審査会等で作業所の全工程に潜む「危険性、有害性」を指摘し、改善させる。また、計画に変更がある場合は、変更内容について再審査を実施し、不備な作業手順や計画を徹底して排除する。
 - 3) 作業所長は、施工計画書通りの実施状況を自らの責任で確認し、不備があれば是正させる。施工計画書に変更がある場合は、社内の審査者、発注者、監理者等計画段階で承認を受けた関係者の審査を受け、再承認を得てから工事を開始する。
 - 4) 審査結果の記録は、本社安全環境部へ送付する。
- (4) 「危険性・有害性」を見抜く力を養う
- 1) 作業所長は職長に対して、T・B・Mで社員立会いのもとKY活動を実施させ、災害が予測される作業と対策を作業員全員で周知確認させる。社員は、「本日の作業」と照らして適切なアドバイスを行う。
 - 2) 作業所長は、ヒヤリハット報告スマホアプリを現場内に展開し、不具合箇所の是正を行うと共に作業打ち合わせ時に展開し、作業所の環境改善につなげる。
 - 3) 工事部署長および安全環境課長は、安全衛生管理に関する基礎知識の教育を実施若しくは外部講習を活用して習得させる。
 - ① 技術系社員の年次別集合教育（通信講座等含む）を繰り返し実施し安全衛生法令等の基礎知識を習得する。
 - ② 外部講習を積極的に取り入れ、統括管理、施工計画等の基礎を確立する。
 - ③ 労働災害を繰り返さないために、「統括管理」「設備・機械」「工法・手順」「人」の問題に切り分けて真の原因を見つけて再発防止が出来る社員を育成する。
 - 4) 作業所で行う技術系社員への実地教育
工事部署長、安全環境課長および作業所長は、以下の教育を協力して実施する。
 - ① 玉掛け教育、フルハーネス型墜落制止用器具教育、足場点検教育等を実施する。
 - ② 若手・中堅社員を安全衛生パトロールに参加させ、他作業所の安全管理を学ばせる。
 - ③ 若手・中堅社員に計画を作成させ、施工審査会で計画を説明させる。
- (5) 協力企業との連携強化
- 1) 支社長・支店長等は、協力企業との緊密な連携を実施する。
 - ① 「雇入れ時教育」「送り出し教育」「新規入場者教育」の実施を強く要請する。
 - ② 高友会会員会社および安全衛生協定会幹事会社への、「2024年度安全衛生管理計画書」や当社ルールに基づく労働災害の「未然防止」のための活動の説明、安全衛生管理について意見交換および積極的な作業所安全管理活動への参画の要請を行う。
 - ③ 「労働災害未然防止」および「危険性、有害性」について、訓示、指導を行う。
 - ④ 全作業所（小規模工事作業所を含め）の月1回の安全衛生協議会に必ず参加し、協力会社事業主等に対し、当該作業所の「危険性、有害性」への対策を協議する。
 - 2) 作業所長は、協力企業との緊密なコミュニケーションを実行する。
 - ① 協力企業に各社の「安全衛生管理計画書」の提出を求め、作業所の実情に合致した対策が講じられているかを審査し、不備があれば是正させる。
 - ② 協力企業事業主に対して「雇入れ時教育」「送り出し教育」「新規入場者教育」の資料を提供し、実施・徹底を繰り返し要請する。
また、新規入場者教育では教育内容についての受講者の理解度を確認する。
 - ③ 重層下請けの排除を指導する。
 - ④ 躯体時より、職長会による安全衛生活動を活性化し、施設の不備や作業員の不安全行動等を厳しく取り締まる。
 - ⑤ その他、協力企業作業員に対する教育を支援する。
- (6) IT化による業務の効率化
- 1) ビルディを全作業所へ展開し、労務安全関係書類のペーパーレス化の推進

- 2) パトロール点検結果を情報システム化
- 3) 作業所安全衛生管理の効率化のための IT 化、工業化、省力化の情報収集、推進
 - ① ヒヤリポ（ヒヤリ・ハットシステム）の活用
 - ② 教育テキストの共有化
- (7) 重点管理項目強化期間の設定

支社長、支店長は、重点管理項目の内、特に重視する項目について、重点管理項目強化期間を設定し、作業所内での自主点検および工事部のラインパトロールや安全環境課のパトロールで重点的に実施状況を確認し、ルールへの順守状況やリールの定着状況を確認する。

 - 1) 熱中症未然防止対策強化期間（4月準備月間、5月～9月重点取組期間）
 - 2) 墜落・転落災害、重機災害未然災害防止強化期間（6月準備月間、7月重点取組月間）
 - 3) 電動工具類、資材運搬等災害の未然防止（はさまれ・巻き込まれ、切れこすれ災害の未然防止）、化学物質暴露防止強化期間（9月）
 - 4) 火災、一酸化炭素中毒未然災害防止強化期間（12月～1月）
 - 5) 飛来・落下、倒壊・崩壊災害未然防止強化期間（3月）
- (8) 同一作業所での労働災害・公衆災害（第三者災害）・物損事故の複数回発生の回避
 - 1) 支社長・支店長は、繰り返し労働災害（不休を含む）および物損事故を発生させる作業所に対して、工事中止命令を発令する。作業所長および協力企業の事業主とともに管理体制、管理意識、安全設備を含め、原因を追究して、再発防止を行う。
 - 2) 支社長・支店長は、労働災害（不休を含む）・物損事故を発生させた作業所に対して自らが現場に赴き、巡視を実施し、管理体制・管理意識・安全設備を是正させ、改善を確信出来るまで、指導して繰り返し労働災害が発生することを防止する。
 - 3) 支社長・支店長は、繰り返し労働災害（不休を含む）および物損事故を発生させた作業所に対する管理計画書を中央安全衛生委員会に提出し、毎月管理状況を中央安全衛生委員会に報告する。
- (9) 整理整頓・安全通路確保の徹底
 - 1) 作業所長は、作業所内で5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)を徹底する。

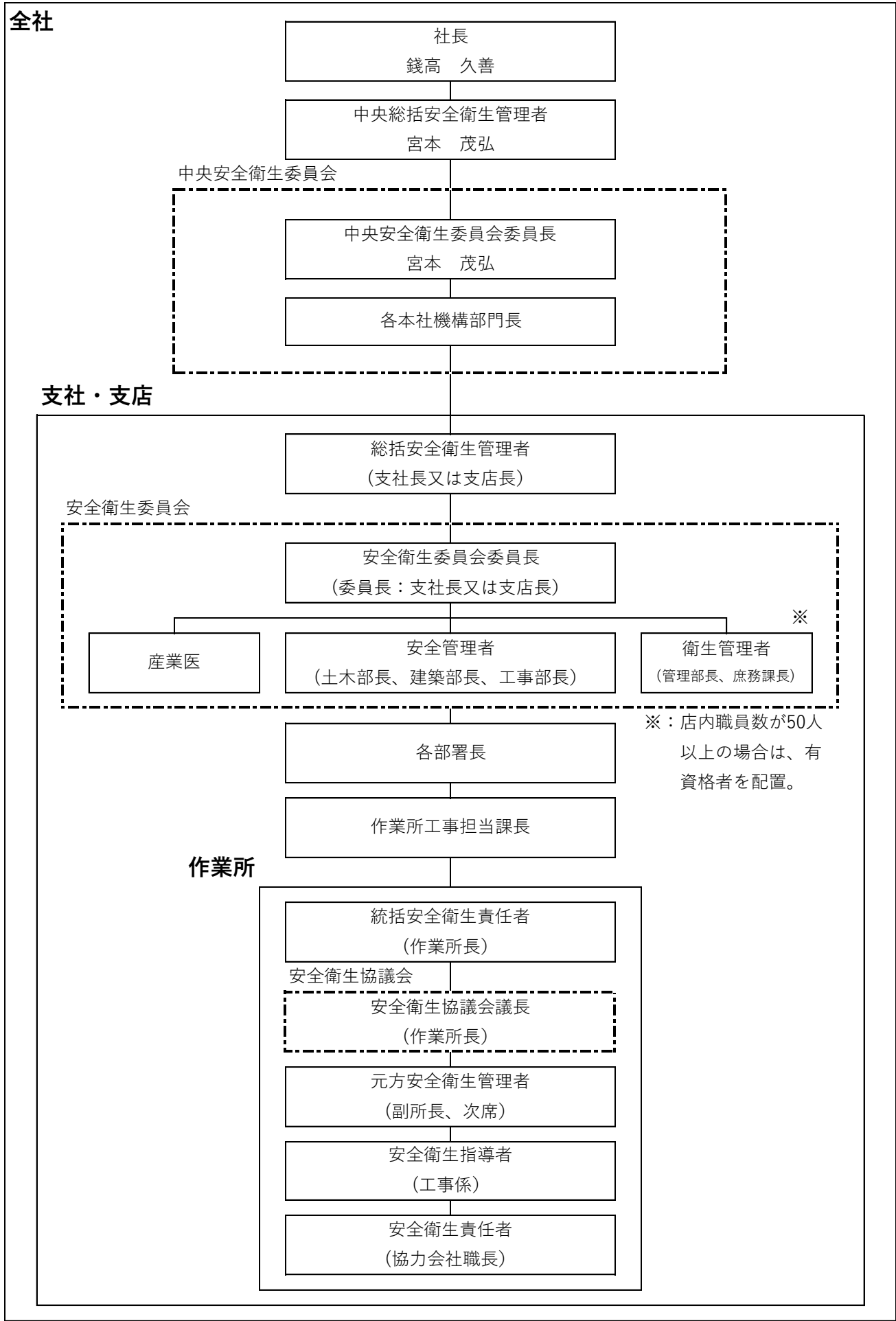
5S運動の垂れ幕または印刷物を朝礼場所や打合せ室に掲示する。

朝礼時にその意義を周知し、改善したこと、良かったことを発表する。

毎日の作業打合せ時に知恵を出し合い良いと思ったことを実行する。

 - ①整理：要るものと要らないものを分け、要らないものを処分する。
 - ②整頓：要るものを定置する。(置き場所、置き方、表示)
 - ③清掃：身の回りや職場をきれいにする。
 - ④清潔：いつ誰が見ても、誰が使っても、快適状態できれいに保つ。
 - ⑤しつけ：職場のルールや規律を守る。挨拶する。
 - 2) 安全通路の決定
 - ①通路幅を80cm以上として、「緑」のコーンと「緑と白」のコーンバーで区画するか床面に表示をする。(見える化)
 - ②通路面から高さ180cm以内には障害物を置かない。
 - ③安全通路には資材等を置かない。

7. 安全衛生管理体制



8. 安全衛生管理システム管理者の役割

各システム各級管理者の役割、責任および権限は「役割（義務）と責任（約束）励行の規則」によるが、システムを展開する主要な職務は下記に示す（会議体を含む）。

	システム管理者	主 要 な 職 務
本 社	社 長	① 銭高組安全衛生基本方針の承認・表明 ② 中央総括安全衛生管理者（会社役員）の選任
	中央総括安全衛生管理者 システム管理の最高責任者	① 総括安全衛生管理者の選定 ② 中央安全衛生委員会委員長として中央安全衛生委員会の運営
	中央安全衛生委員 （各本社機構※の代表）	① 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し（マネジメントレビュー） ② 全社の「安全衛生管理計画書」の審議・決定 ③ 全社の安全衛生確保に必要な重要事項の審議、決定
	拡大中央安全衛生委員 （会社委員、組合員）	① 全社の「安全衛生管理計画書」（案）の審議、決定 ② 全社の安全衛生確保に必要な重要事項の審議
	安全環境統轄部長	① 安全環境全般の統轄業務
	本社安全環境部長	① 中央総括安全衛生管理者、システム各級管理者の役割および責任の周知 ② システム運用に係る人材および予算の確保 ③ 全社の「安全衛生管理計画書」（案）の作成 ④ 本社の危険有害要因の特定（危険有害要因特定シートの作成） ⑤ 本社の危険有害要因の実施すべき事項の特定（安全衛生目標設定表の作成） ⑥ 安全衛生・環境監査の計画および実施
支 社 ・ 支 店	総括安全衛生管理者 （支社長（大阪、東京） 支店長（北海道、東北 名古屋、広島、九州））	＜安全衛生に関する支社・支店内における最高責任者＞ ① 支社・支店内のシステム各級管理者の選定 ② 支社・支店のシステム運用に係る人材および予算の確保 ③ 支社・支店の安全衛生委員会委員長として安全衛生委員会の運営
	安全衛生委員会	① 安全衛生目標、安全衛生管理計画書の審議・決定 ② 安全衛生パトロールおよび災害統計による支社・支店の災害防止対策の見直し ③ 年度安全衛生スローガン（案）の支社・支店選考
	安全環境部署長	① システム各級管理者の役割、責任および権限の周知 ② 支社・支店の危険有害要因の特定、安全衛生パトロールの計画・実施 ③ 支社・支店の危険有害要因除去の実施すべき事項の特定の作成 ④ 作業所での新規追加の危険又は有害要因の確認
	安全管理者 （工事部署長）	① 作業所の危険有害要因実施事項の確認およびデータ収集 ② 作業所の安全管理に関する指導、安全衛生パトロールの計画・実施 ③ 「作業所長安全衛生重点目標」「作業所安全衛生管理計画書」の承認
	衛生管理者 （管理部長）	① 衛生諸法令・規定・基準等の指示 ② 健康診断の実施と健康管理
	作業所工事担当課長	① 作業所の月 1 回以上の巡視、指導 ② 安全衛生協議会への参加、指導
	人事課長	① 社員等の勤怠管理 ② 社員のメンタルヘルス対策の立案、実施および心の健康の保持
	庶務課長	① 社員等の健康診断の実施・その他健康管理
作 業 所	統括安全衛生責任者 （作業所長）	① 統括安全衛生責任者の管理方針の表明、安全衛生管理計画書の作成および実施 ② 作業所の危険有害要因の特定および実施すべき事項の特定 ③ 法的な届出、義務づけられた報告の対処 ④ 協力企業および資材納入業者からの意見聴取、協力企業の評価 ⑤ 作業所の各級管理者の指名 ⑥ 作業所のシステムに関する教育の実施 ⑦ 緊急事態への準備および対応 ⑧ 安全衛生協議会の議長として安全衛生協議会を運営する
	安全衛生協議会	① 前月の安全衛生管理の反省と連絡調整 ② 社員等、協力企業からの意見聴取 ③ 安全衛生関係通達、説明 ④ その他、安全衛生上の必要事項の協議
	元方安全衛生管理者 （副所長・次席）	① 統括安全衛生責任者の補佐
	安全衛生指導者 （工事係員）	① 元方安全衛生管理者の補佐

※「各本社機構」とは、本社の工事、安全、人事の代表者。

9. 2023年度 労働災害一覧表（2024年2月29日(木)現在）

No.	支社 支店	発 生 日	用 途	被災者 職種 性別 年齢	経験 年数	災害 状況	事故の型	傷病名	概 要
1	東京建	2023/4/3 (月)	倉庫	鉄筋工 男 68歳	30	不休	転倒	切創	地中梁天端からフーチングにおり、単管を移動しようとしたが、手際の体勢を崩して、ラス型枠の桟木にしりもちをつき、臀部下部を切った。
2	名古屋 土	2023/4/18 (火)	トンネル	運送 男 51歳	3	4 未満	爆発	耳鳴	防水材の荷下ろし作業中に、発破の合図があり坑口付近まで退避したが、発破が鳴り、耳に違和感を覚える。診療の結果異常なし。
3	東京建	2023/4/24 (月)	倉庫	鉄骨工 男 23歳 ベトナム	2	不休	はさまれ 巻き込まれ	骨折 裂傷	鉄骨鍛冶工が鉄骨小梁をナイロンスリングで吊り込み、リン木上に降ろそうとした際に吊り荷が傾き、鉄骨と隣の鉄骨の間に指を挟んだ。
4	東北建	2023/5/22 (月)	庁舎	内装工 男 32歳	5	4 未満	激突され	刺創	タッカーを腰袋に戻そうとして右足膝上に打ち込み被災した。
5	東京土	2023/5/24 (水)	橋梁	警備員 男 67歳	0	4 未満	転倒	アキレス腱 損傷	工事用ゲートを開けようとゲートに向かう途中よろめいて転倒した。アキレス腱損傷。
6	東京建	2023/6/22 (木)	倉庫	鉄骨工 男 32歳	1	4 以上	墜落転落	肋骨、鎖 骨骨折 気胸	鉄骨置場で、トレーラーに鉄骨材積込作業中に、荷台上を歩行中に足を滑らせ親綱ロープにぶら下がった状態でトレーラーの側面に体を強打した。(一人親方)
7	東京建	2023/6/23 (金)	工場	社員 男 36歳	11	不休	墜落転落	大腿部 筋挫傷	EVシャフト内の足場の隙間に足を落とし負傷した。
8	名古屋 建	2023/6/29 (木)	倉庫	型枠工 男 59歳	23	不休	墜落転落	裂傷	基礎地中梁天端から約1.8m降りようとして、足を滑らせ左手のひらを切った。
9	名古屋 建	2023/7/11 (火)	集合住宅	土工・高工 男 47歳	23	不休	高温低温 接触	熱中症	切梁解体作業後に気分が悪くなり嘔吐した。熱中症の疑い。
10	北海道 建	2023/7/14 (金)	庁舎	ハツリ・解体 工事 男 67歳	30	不休	墜落転落	裂傷	ビティ足場上(H2.0m)の作業場から昇降梯子で降りる際、梯子がはずれ梯子共にコンクリート床に落下
11	東京建	2023/7/27 (木)	工場	内装工 女 22歳	3	不休	転倒	捻挫	ボード400mm角、3枚(8kg)をもって階段を下りていて最後の段で足をくじいた。
12	東京建	2023/7/28 (金)	倉庫	土工・高工 男 40歳	0	不休	高温低温 接触	熱中症	スラブコンクリートの作業して帰宅後に気分が悪いので病院に行った。点滴は受けていない。
13	名古屋 建	2023/8/1 (火)	倉庫	鉄筋工 男 31歳	3	4 以上	転倒	腓骨骨折	地組した柱筋のカプラー接続でレンチ締めする際に踏ん張った弾みで足を滑らせ、軸足を捻った。
14	名古屋 土	2023/8/10 (木)	造成	その他 男 54歳	15	不休	その他	右頬蜂 刺傷	草刈り作業中に蜂に刺された。
15	名古屋 建	2023/8/17 (木)	共同住宅	型枠工 男 53歳	33	不休	高温低温 接触	熱中症	型枠組立作業中、気分が悪くなり病院に搬送。軽度の熱中症と診断。
16	東京建	2023/8/18 (金)	事務所	土工・高工 男 34歳	5	4 未満	高温低温 接触	熱中症	作業後、全身が攣ったとの連絡あり。一人親方。熱中症による肝機能障害で入院。
17	九州 土	2023/8/24 (木)	トンネル	トンネル・推 進工 男 22歳	1	不休	墜落転落	脊髄振 盪	坑内換気の風管の延長の為、メッセンジャーを張る作業中に立ち馬から墜落した。
18	大阪建	2023/8/28 (月)	倉庫	鉄筋工 男 23歳 インドネシア	0	不休	はさまれ 巻き込まれ	切創	基礎柱筋地組作業中に柱主筋(D41,1.4m)4本を預けていた単管パイプを下した際に、下部主筋と単管パイプに指を挟んだ。

No.	支社 支店	発 生 日	用 途	被災者 職種 性別 年齢	経験 年数	災害 状況	事故の型	傷病名	概 要
19	九州 土	2023/9/4 (月)	トンネル	トンネル・推 進工 男 53歳	11	4以上	はさまれ 巻き込まれ	骨折	バッテリーロコのパッケージを交換する際に指を挟んだ。
20	東北建	2023/9/8 (金)	集合住宅	ガラス工 男 27歳	5	不休	飛来落下	切創	ガラスを設置作業中にガラスを大梁にぶつけ破損させ、その破片で腕を切った。
21	九州 建	2023/9/12 (火)	庁舎	型枠工 男 31歳 ミャンマー	2	不休	激突され	裂傷	型枠大工が釘打機をもって立ち上がろうとした時、被災者とぶつかり釘打機で被災者の小指にくぎを打ち込んだ。
22	九州 土	2023/9/13 (水)	トンネル	トンネル・推 進工 男 41歳	9	4以上	はさまれ 巻き込まれ	骨折	トンネル作業員がレールジャンボのアウトリガーに足を挟まれて負傷する
23	広島 土	2023/9/15 (金)	シールド	シールド工 男 45歳	4	不休	切れ ごす れ	切創	サイドフォームのクレン作業中にサイドフォームの角に膝を接触させて切創。
24	九州 建	2023/9/22 (金)	庁舎	土工・高工 男 48歳	21	4未満	はさまれ 巻き込まれ	左手小 指骨折	単管パイプをエアブレイカーで打ち込み作業中にバランスを崩しエアブレイカー先端と単管パイプの間に指を挟んだ。
25	東京建	2023/9/29 (金)	倉庫	土工・高工 男 31歳 フィリピン	0	不休	転倒	捻挫	コンクリート打設時に鉄筋を踏み外して足首を捻挫。
26	東京土	2023/10/6 (金)	橋梁	社員 女 29歳 ミャンマー	0	不休	その他	蜂刺傷	派遣社員が安全掲示板確認中、蜂に胸を刺された。
27	大阪建	2023/10/26 (木)	工場	土工・高工 男 48歳	28	4以上	転倒	骨折	コンクリート打設時に型枠サポートに躓き転倒し、手首を骨折。
28	九州 土	2023/11/2 (木)	トンネル	トンネル・推 進工 男 74歳	39	死亡	はさまれ 巻き込まれ	死亡	トンネル坑内でずり搬出作業中に、シャトルカーとトンネル壁面に挟まれ死亡。
29	東京建	2023/11/6 (月)	倉庫	電気設備 工 男 30歳	5	不休	切れ ごす れ	挫創	PF管30Φを配管中サッシ枠で左手親指を切創。
30	東京土	2023/11/15 (水)	シールド	その他 男 50歳	24	4未満	転倒	膝蓋骨 骨折	地盤改良工の職長が、出入り口ゲートの下部ワイヤに躓き、左膝を強打し負傷
31	名古屋 建	2023/11/27 (月)	工場	塗装工 男 40歳	13	4以上	転倒	胸椎圧迫 骨折、胸 腰椎挫傷	塗床工が材料運搬に於いて尻もちをついて骨折。
32	大阪建	2023/12/8 (金)	倉庫	型枠工 男 21歳 インドネシア	0	不休	はさまれ 巻き込まれ	切創	型枠脱型作業の際、システム型枠とシステム型枠横部材との間に指をはさんだ。
33	東北建	2024/2/13 (火)	工場 改修	鍛冶工 男 34歳	15	不休	飛来落下	深層角 膜異物	鉄骨上部にあった埃をかぶり目に異物が入った。
34	大阪建	2024/2/13 (火)	倉庫	揚重工 男 68歳	31	不休	転倒	打撲	200tクレーンのキャタピラ上で転倒して打撲。

10. 2024年度銭高組安全衛生管理計画表

【2024年度 安全衛生標語】 「ナメるな、慣れるな、手を抜くな！手順を守って無災害」 【2024年度安全衛生管理基本方針】 「強い意志と素早い実行」 【安全衛生管理数値目標】 安全成績率の低減 (1) 度数率（休業4日以上 ¹ の死傷者の延べ労働時間当たりの発生率） 0.40以下 (2) 強度率（休業4日以上 ¹ の損失日数の延べ労働時間当たりの率） 0.01以下 (3) 全体災害発生率（全死傷者の延べ労働時間当たりの発生率） 2.60以下	【2024年度重点管理項目】 (1) 墜落・転落災害の未然防止 (2) 重機災害の未然防止（激突され、はさまれ・巻き込まれ） (3) 飛来・落下災害の未然防止 (4) 熱中症の未然防止 (5) 電動工具類、資材運搬等災害の未然防止（はさまれ・巻き込まれ、切れこすれ災害の未然防止） (6) 火災災害の未然防止 (7) 崩壊・倒壊災害の未然防止 (8) 転倒災害の未然防止 (9) 物損事故の未然防止 (10) 高齢者、新規就業者、外国人作業員の労働災害未然防止 (11) 健康増進対策（働き方改革）	【2024年度安全衛生管理の具体的実施事項】 (1) 日々の巡視と安全衛生パトロールの実施 (2) 「安全の見える化」の推進 (3) 施工計画・作業計画の厳格な審査 (4) 「危険性・有害性」を見抜く力を養う (5) 協力企業との連携強化 (6) IT化による業務の効率化 (7) 重点管理項目強化期間の設定 (8) 同一作業所での労働災害・公衆災害(第三者災害)・物損事故の複数回発生の回避 (9) 整理整頓・安全通路確保の徹底
---	--	--

実施計画			年月日		2024年										2025年			対象 範囲	備 考												
					4		5		6		7		8		9		10				11		12		1		2		3		
					10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10				20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
支社・支店 安全環境部署 工事部署 作業所	行事	安全衛生推進大会			安全衛生推進大会 5/28北海道支店 5/30九州支店		6/ 7大阪支社 6/10名古屋支 6/11東京支社 6/13東北支店 6/18広島支店						10/ 3～4 第60回全国建設業労働災害 防止大会（東京）						2/1 創立記念式典						全店						
		安全衛生委員会	●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		全店	①開催日は、支社・支店の計画による			
		年間実施運動			準備		6/1～30 全国安全週間 準備月間		7/1～7 全国安全週間				9/1～30 全国労働衛生 週間準備月間		10/1～7 全国労働衛生 週間				12/1～1/15 年末年始労働災害防 止強調期間				3/1～31 年度末労働災害 防止強調月間		全店 作業所	①各活動の実施事項の発信					
		重点管理項目強化期間	準備期間				準備期間		墜落・転落災害 重機災害防止 熱中症防止(実施期間)				電動工具等災害 健康増進対策						火災、転倒災害 一酸化炭素中毒防止				倒壊・崩壊災害 飛来・落下災害防止		全店 作業所	①各活動の実施事項の発信 ②各作業所実施状況の確認及び指導					
	PT	安全衛生重点パトロールの実施 定時パトロールは、各支社店安全衛生計画書による					重点パトロール						重点パトロール						重点パトロール				重点パトロール		全店	①パトロールの計画的実施 ②パトロール結果の分析と対応策・指導					
							ラインパトロール・安全環境部署パトロール（全作業所1回/月、支社・支店の計画による）																								
	社員教育	実地訓練（玉掛け、足場の点検、安全衛生パトロール） （工具取扱・点検、VR体験、避難・消火訓練、熱中症救護訓練他）											支社・支店の計画による													全店	①教育の計画的実施 ②理解度の確認 ③個人カルテの作成				
		新入社員教育			新規就業者教育、VR体験								支社・支店の計画による																		
		統括安全衛生責任者講習（2～5年次まで社員教育）											支社・支店の計画による																		
		計画届作成講習（3～5年次まで社員教育）											支社・支店の計画による																		
審査会	施工計画・作業計画の厳格な審査											計画的な審査と審査結果の報告												全店							
重点管理	同一作業所での労災事故の複数回発生の回避							同一作業所で繰返し事故、労働災害を発生させる作業所の管理計画作成と進捗管理														全店									
協企力業	協力会社協力会社との連携強化					安全衛生管理計画書説明								作業所安全衛生協議会で繰返し協力要請										全店	①当社安全衛生活動への積極的参加協力要請 ②労働災害再発防止のための指導						
本社 安全環境部	評価	中央安全衛生委員会 ● 拡大中央安全衛生委員会 ■ 全店担当者会議 ▲	4/19●		5/23●		6/28●		7/24●				9/26●		10/18●		11/28●		12/24●		1/29● 1/16■ 1/10▲		2/27●		3/25●	本社					
		安全衛生管理計画書の点検・評価・改善 月次管理★、四半期毎▽	▽		★		★		▽		★		★		▽		★		★		▽		★		★	全店	①実施・達成状況の確認 ②未達成に対し評価・改善指導				
	監査	コスモスのシステム監査 7支社・支店×1回（予定） ●							日程調整 点検表作成		●北海道支店 ●九州支店		●大阪支社 ●名古屋支店		●東京支社 ●東北支店		●広島支店								全店対象 監査1回	①重点項目を中心に「安全衛生監査点検表」に基づき点検する					
	教育	コスモス内部監査員教育通信教育（安全環境課長、副課長）			教育準備		実施																		通信教育	①ニューコスモスとは ②システム監査の考え方					
		新入社員教育	☆新入社員教育												準備		実施								新入社員	①作危険性・有害性、化学物質の知識 ②フルハーネス型墜落制止用器具特別教育					
		5年次教育															準備		実施						5年次 技術系社員	①安衛法の基礎、労働災害・事故事例 ②労働災害の原因追及と再発防止策					
		「2024年度安全衛生管理計画書」「安全施工に係る実施事項」 教育 座学（zoomまたは通信教育）	準備	実施																				全店対象 各1回	①安全衛生管理計画書の説明 ②事故事例による発生原因の説明教育						
	文書見直	コスモス文書整備			文書改定																				本社	①文書見直し計画に基づき実施					
		ワークフロー（災害防止対策書）			災害防止対策書																				本社	①法令改正、使い勝手、システム化等の見直し					
	IT化	パトロール入力システム											システム構築・ワークフロー化												本社						
ビルディ導入（労務安全関係書類の全作業所への導入）												ビルディ全作業所導入												本社							
ヒヤリボ導入（ヒヤリハットの電子化）												ヒヤリボ全作業所導入												本社							